

置きかえるだけかも知れない。

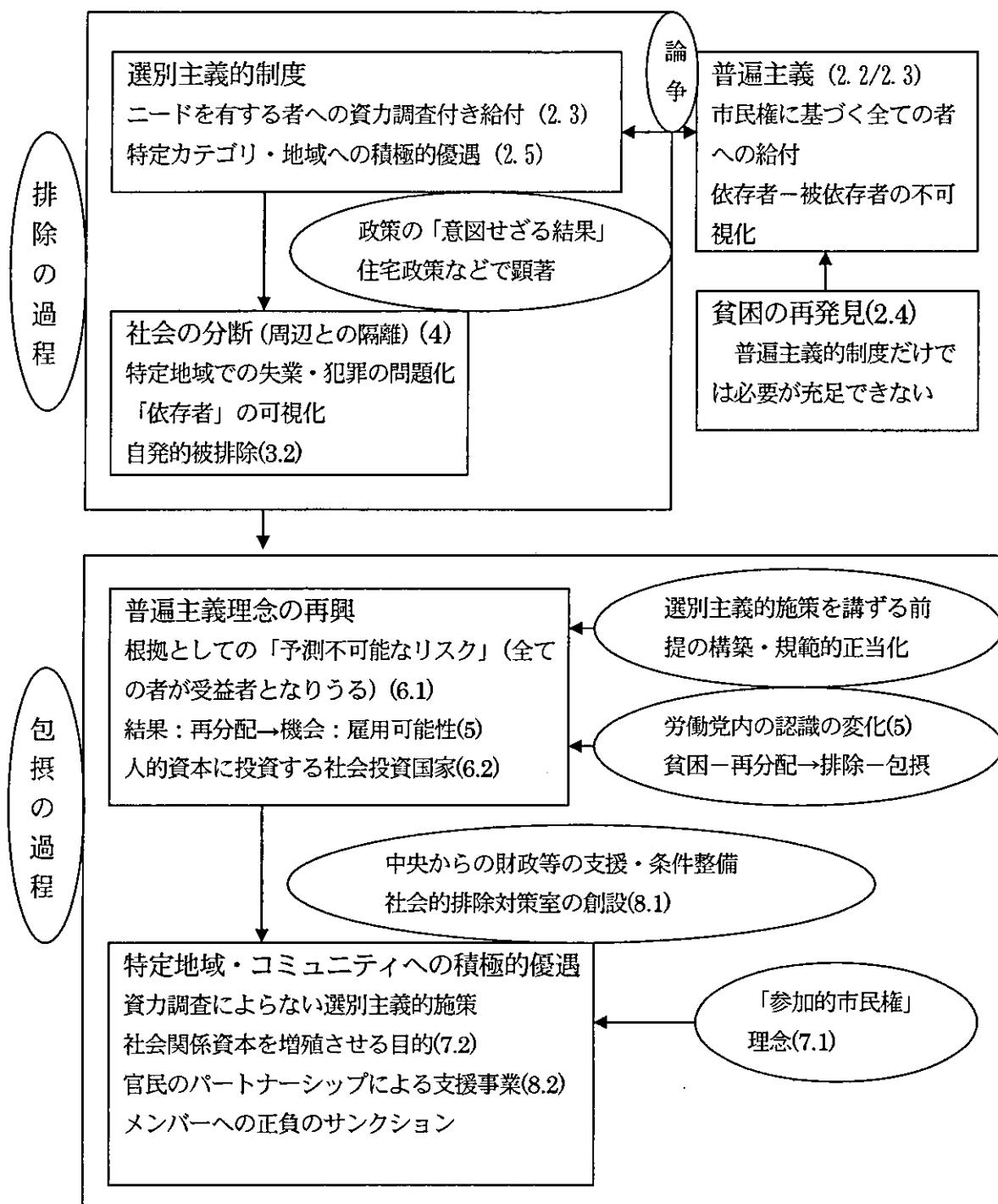
以下、我が国へのインプリケーションを述べる。第一に、イギリスの場合、社会的排除と呼ばれる現象は、都市問題（インナーシティ問題）とエスニシティ問題とが交錯するところで取り上げられてきた。しかし、これまでのところ我が国では、社会の境界が（福祉制度の文脈で）強調される問題はイギリス（やアメリカ）に比べれば顕在化しなかったと言えよう¹⁶。この意味において、社会的排除概念を、日本的な形でどのように用いることができるか、検討が必要である。また、この議論は、積極的優遇論の延長線上に位置するものであり、普遍主義の下部構造を前提にする。それがない場合、選別主義的政策による地域・カテゴリの分断が可視化され（受益者層）、自発的被排除を招く可能性があることにも注意が必要である。

第二に、イギリスにおける社会的包摂論は、Levitas のいう SID の影響が強く、賃労働としての雇用（可能性）への過剰なシフトが見られる。完全雇用という従来の福祉国家の理想が困難な状況であるにもかかわらず、雇用可能性のみを強調するのは、必ずしも有益ではない。さらに、ジェンダーバイアスの問題も考えなければならない。むしろ、社会参加を広くとらえる方向も必要ではなかろうか。また、「機会の平等を強調するといつても、それは資産と所得の再配分を前提としている、ということを明言しておかねばならない」（Giddens 2000=2003:101）としばしば指摘されるように、機会の平等が強調されるあまり、結果の平等が見失われることになってはならないことは言うまでもない。

第三に、しばしば指摘されるように、「コミュニティ」が美化されることである。社会的排除論は、コミュニティ・ネットワークの崩壊という認識を前提にしている。再構築を支援するのはいいとしても、既に述べたように、素行を相互に監視しあう息苦しいコミュニティが形成される危険は回避しなければならない。また、構築されるコミュニティの範囲が曖昧な面もある。Putnum が社会関係資本を、Bridging な社会関係資本と Bonding な社会資本に分類しており、前者を包摂的な、後者を排除・排斥的なものとしているように（Putnum 2000:22）、コミュニティとは境界を持つものである。周囲から隔離された、エスニック・マイノリティのコミュニティは、内部で包摂的であったとしても（もっとも、その場合は問題にならないのかも知れないが）、包摂的であるのか、排除的であるのか、という論点は残るだろう¹⁷。

第四に、社会的排除－包摂の測定可能性についてである。本稿の範囲では深く検討できなかったが、既存の測定例は、社会的排除－包摂概念が有する哲学・思想的な豊穣さ（社会・生活様式からの切断が、社会政策によってもたらされるという「意図せざる結果」の指摘）を、あまりにも矮小化している観がある¹⁸。社会的排除概念は、歳出削減政策のもとで、社会保障が選別主義化（限られた対象への重点化）するのを食い止める形で社会政策を再構築し、社会構想を行う概念であった。指標を設定し、現代社会・及び社会保障制度の効果を測定することは必要であるが、熟慮に熟慮を重ねた上で行う必要があるだろう。

本稿の見取り図（数字は節番号に対応）



文献

・邦文

- Beck, 1986, Risikogesellschaft : auf dem Weg in eine andere Moderne, 東廉, 伊藤美登里訳, 1998, 『危険社会：新しい近代への道』法政大学出版局.
- Blakely, Edward James, Snyder, Mary Gail, 1997, Fortress America : gated communities in the United States, 竹井隆人訳, 2004, 『ゲーテッド・コミュニティ：米国の要塞都市』集文社.
- Giddens, Anthony, 1994, Beyond Left and Right: The Future of Radical Politics, 松尾精文・立松隆介訳, 2002, 『左派右派を超えて—ラディカルな政治の未来像』, 而立書房.
- _____, 1996, The Third Way: the renewal of social democracy, 佐和隆光訳, 1999, 『第三の道—効率と公正の新たな同盟』, 日本経済新聞社.
- _____, 2000, The Third Way and its Critics, 今枝法之・千川剛史訳, 2003, 『第三の道とその批判』, 晃洋書房.
- Marshall, T. H. and Bottomore, Tom, 1992, Citizenship and Social Class (=1993, 『シティズンシップと社会的階級—近現代を総括するマニフェスト』)
- Putnum, Robert, D., 1993, Making Democracy Work, 河田潤一訳, 『哲学する民主主義—伝統と改革の市民的構造』, NTT出版.
- 斎藤純一, 2000, 『公共性』, 岩波書店.
- 酒井隆史, 1998, 「内なる敵 ポストコロニアル期における人種／ネーション／ピープル」『現代思想』三月臨時増刊号, 26卷4号, 青土社.
- 柴田謙治, 1997, 「イギリスにおける貧困問題の動向—『貧困問題の拡大』と貧困の『基準』をめぐって」『海外社会保障情報』No. 118、国立社会保障・人口問題研究所。
- 渋谷望, 2003, 『魂の労働—ネオリベラリズムの権力論』青土社.
- 杉野昭博, 1991, 「イギリス社会福祉学における制度的再分配論のゆくえ—『相対的貧困』『剥奪』『社会的公正』『社会福祉学』, 通巻, 45, pp. 56 -
- 富岡次郎, 1992, 『イギリスにおける移民労働者の住宅問題』, 明石書店.
- Townsend, Peter, 1974, "Poverty as relative deprivation" Wedderburn, Dorothy, Poverty, inequality and class structure (=1977, 高山武志訳, 「相対的収奪としての貧困」ウェッダーバーン, D. 編著『イギリスにおける貧困の論理』光生館.)
- 都留民子, 2000, 『フランスの貧困と社会保護—参入最低限所得(RMI)への途とその経験』法律文化社.
- Weber, Max, 1922, Wirtschaft und Gesellschaft, 清水幾太郎訳, 1972, 『社会学の根本概念』岩波書店.

・英文

- Abel-Smith, Brian and Townsend, Peter, 1965, The poor and the poorest : a new analysis of the Ministry of Labour's Family expenditure surveys of 1953-54 and 1960, London : G. Bell.
- Bergman, Jos, "Social Exclusion in Europe: Policy Context and Analytical Framework" in: G. Room (ed.), Beyond the Threshold: The Measurement and Analysis of Social

Exclusion, Bristol : Policy Press, 1995.

Hall Stuart et al., 1978, Policing the crisis : mugging, the state, and law and order, London : Macmillan.

Lenoir, Rene, 1974, Les Exclus, Le Seuil.

Levitas, Ruth, 1998, The Inclusive Society? : Social Exclusion and New Labour, Basingstone : Macmillan.

Putnum, Robert, D., 2000, Bowling Alone, New York: Simon & Schuster.

Townsend, Peter, 1979, Poverty in the United Kingdom : a survey of household resources and standards of living, Penguin Books.

¹ 本稿の範囲では、社会的排除の実態（事実の有無、程度）については詳細に論ずる余裕はないことをあらかじめお断りしておきたい。実態について触れないままに社会的排除一包摂について論じることは、概念的構築物についてのそれらについて論じることになるリスクがあることは承知しており、その問題は適切な排除一包摂指標の設定や、それによる測定によって解決されるべきものだと考える。

² そもそも、社会的排除概念が現在のような形で用いられるに至ったのは、1974年にフランスの Lenoir が『排除された人々』を刊行したことがきっかけであったといわれる。そこでは、連帯を反映した社会保険制度からの脱落が主に論じられている（都留 1997）。ここで登場した「社会的排除」概念は EU (EC) にも広がり、1992年には報告書「連帯の欧洲をめざして」の刊行、2001年には「貧困と社会的排除に抗するナショナル・アクション・プラン」の制定に至った。また、同年には欧州理事会で社会的排除に関する指標を開発することが決定され、現在に至っている。

³ ここで「第三の道」の理念・実態を検討する必要があるが（ニュー・ライトとの異同など）、本稿では、社会的排除一包摂概念を論ずる上で必要な範囲に限定せざるをえない。

⁴ 「社会的関係は、次のような場合、外部に対して開放的であると呼ばれる。すなわち、実際に参加の能力および希望を持つ人間であれば、右の社会的関係を構成し、その意味内容に即して行われる相互的な社会的行為に参加することを効力ある秩序によって禁じられていない場合である。これに対して社会的関係の意味内容或いは効力ある秩序が参加を排除したり、制限したり、条件を課したりする場合、外部に対して閉鎖的であると呼ばれる」（Weber 1922=1971:71）

⁵ 「国家が媒介する非人称の連帯のメリットはまず、人称的な関係（世話する者と世話される者）につきまとう依存・従属の関係が廃棄されるという点にある。「国家の世話になる」人びとは、特定の誰かの世話になっているわけではないがゆえに、（少なくとも権利上は）誰かへの遠慮のゆえに声を呑み込む必要はない。非人称の連帯は、その連帯の果実を享受する人びとをなおも政治的存在者として処遇することができる。さらに、この日人称の連帯は、自発的な連帯ではなく強制的な連帯であるというメリットをもっている。ある人がどれほどの嫌われ者であろうと、また「世間」から見てどれほど「異常」な振舞いをしていようと、その人たちは生きるための資源を権利として請求することができる。この強制的連帯は、自発的なネットワーキングが排除する人びとをもカバーすることができる。社会国家が、非人称の強制的連帯のシステムとして形成されたことの意義は忘れられるべきではないだろう」（斎藤 2000:67）

⁶ もっとも、経費や統計学上の諸問題をクリアする必要はあるだろう。

⁷ イギリスにおける剥奪概念は、アメリカのような主観的なアプローチに基づくものではなく、客観的な意味での資源の不足を意味するものである。また、もとは児童福祉（剥奪児童）の場で用いられていたが、1970年代以降、エスニック・マイノリティやインナーシティなどの不利を抱えた地域などに、用いられる対象が広がった（杉野 1991）。

⁸ 前者の指標として、栄養・衣服・住宅・居住設備・環境・地理的条件・労働を、後者の指標として、雇用への権利・家族での活動・コミュニティへの統合・社会制度への公式な統合・レクリエーション・教育があげられている（Townsend 1993:71-74、柴田 1997:8-9）。

⁹もちろん、すべてのゲーティッド・コミュニティがセキュリティの確保を直接的な目的として構築されたわけではない。例えば、Blakely and Snyderは、「ライフスタイル型」（退職者の居住やレジャー向けに開発されたコミュニティ）・「威信型」（ステータス・シンボルとして門を設けるコミュニティ）・「保安圈型」（セキュリティの確保を目的とするコミュニティ）の三類型に分類している（Blakely and Snyder 1997=2004）。

¹⁰ デュルケム的発想からすれば、物理的な損害の大小とは別次元で、集合感情を害したものが逸脱者とされ、逸脱者を社会外へ排除する権力が発動する。

¹¹ 1948年国籍法で、英連邦市民には、英國臣民として自動的に居住および労働の権利が与えられた、比較的移民が容易であった。1970年代初め以降、規制が強化され、1981年移民法では、出生地主義(jus soli)に制限を加え、非市民の子がイギリスで生まれても、自動的には市民権が得られないことになった。

¹² サッチャー政権は、国家の直接給付の形態を取る福祉を忌避した一方で、財政福祉・企業福祉（労働倫理、見えざる支出）については許容した。

¹³ それに当たっては、彼らの逸脱行為が、“mugging”（「強盗」の一種）というラベリングを受けた。今日の我が国における「ピッキング」と中国人不法滞在者との結びつけられ方と比較することができるかもしれない。

¹⁴ 社会的排除対策室は、当初内閣府におかれていったが、2002年5月より、副首相府におかれしており、近隣地域再生室（Neighbourhood Renewal Unit）等の組織と連携を結びながら、排除・剥奪対策を行っている。

¹⁵ 社会的排除と密接に関連する、地域格差については、1998、2000、2004年に地域をめぐる指標が設定され、測定が行われた（The English Indices of Deprivation 2004）。

¹⁶ ただし昭和20年代後半の第一次生活保護適正化期には、在日朝鮮・韓国人の生活保護受給の引き締めの形で、類似の現象が見られたことは指摘しておかなければならぬ。また、同和問題も社会の境界と関連する現象である。さらに、近年のホームレス問題も、まさに社会の境界線引きと関連する現象である。

¹⁷ 4.2で検討したエスニック・マイノリティの特定地域の集中問題の場合、イギリスではその状態を解消させるか否かをめぐって、大きな認識の相違が見られた。集中を容認する論者は、言語、宗教等のアイデンティティ維持には不可欠であり、（たとえ周囲から切り離されているとしても）集住状態を解消させる必要はないとした。一方で、分散派は、イギリス社会の多数派から切り離されることによって、失業等、機会喪失につながる、とした。

¹⁸ 社会学における逸脱のラベリング論の場合、それが本来有していた「リアリステックな視点」を喪失した形で、命題として単純化された結果、経験的妥当性が疑われ、アカデミズムの正当な地位から引きずりおろされた（宝月 1996:142-145）。このような過ちを繰り返してはならないだろう。

コメント：菊地英明「「社会的排除－包摶」とは何か－概念整理の試みー」

小笠原浩一（埼玉大学経済学部・東北福祉大学感性福祉研究所）

1. 問題の設定

「社会的排除」(social exclusion)概念は、EU レベルでは 1980 年代半ばの統一議定書締結に向けた政治議論の過程で、欧州社会的次元(European Social Dimension) の構想をめぐり経済社会の構造的問題への戦略的認識枠組みとしてフランスなどから持ち出されたものであった。イギリスにおける「社会的排除」概念は、欧州レベルと歴史的な平仄をあわせながらも、政治的意味合いにおいてはやや異なる文脈を有している。また、概念自体が「新しい労働党」の政権戦略の 1 つとして構想されたものであったために、実態的な内容は極めて包括的・弾力的で、事後的に、研究機関の手による社会調査データの積み上げをもとにした社会科学的検証操作が続けられてきているといった事情がある（この点については、小笠原『イギリス：いくつもの第 3 の道』、生活経済政策研究所編『ヨーロッパ社会民主主義「第 3 の道」論集 III』2002 年所収、参照）。したがって、「社会的排除」を概念として分析的に整理する試みを現時点で研究者が行うことが、どのような意義を有することになるのか自体の点検が難しいテーマ領域でもあると思われる。

他方、概念の出自がそのようなものであることとは別に、「社会的排除」という認識フレームは社会政策研究にとって魅力的な響きを有している。それは、このフレームを用いることで、1 つには、問題のカテゴリー別認識という従来の社会政策の制約から脱することができる可能性があり、2 つには、社会福祉・社会保障と労働機会保障という原理的に異質な政策領域を社会的包摶政策として実践的に統合する可能性があり、3 つには、個人と社会との位相関係を市民権といった形式的・画一的な資格関係として把握しようと試みた伝統的な社会政策の理論的仕組みを、ひとの生の保障という個別の機会保障の原理で超えていくことができそうだという戦略的狙いをたて易い、といった期待を、少なからぬ社会政策研究者がこの概念に読み込んでいるからであろう。わが国の社会政策研究者が、特にイギリスにおける「社会的排除」議論に着目しているのも、実は、このような日本の社会政策研究の文脈に沿うものであるように思われる。

そのような期待が強まるにつれて、「社会的排除」概念は、イギリスの 1980 年代以降の歴史過程や政治的ダイナミズムといった背景的必然性や、戦後最悪で欧州内でも最悪な社会問題状況への切迫した対応策といったイギリス固有の問題状況の限定性から切り離され、日本への応用可能性、あるいは社会政策の新しい原理の模索への応用といった固有の関心のもとに組換えられていくことになる。「社会的排除」概念を公共選択の原理のレベルで取り扱う場合には、概念そのものの個別的必然性を十分に分析することが先ず必要になる。その上で、個別的な必然性を有する概念の構築が、それでも各国でほぼ同時に課題となつたことをふまえて、そのような操作概念の構築作業が社会政策の今日的な改鑄に不可避となっている理由に目を向けていくことになるだろう。平板な社会政策のクラスター・モデ

ル論に墜しないためにである。

2. 「市民権」と社会政策の現位相

「市民権」(citizenship)（あるいはより厳密に「市民であること」）は人格的自律と幸福追求への資格を中身としている。それは、ひとの一定の資格的な地位や状態における同一性を要求する原理であって、グラッドストン以来のイギリス自由主義の文脈では、「非ブリティッシュ」な範疇への異質化を内包する原理でもある。もともとイギリス社会政策は、すでに19世紀中葉から「市民化」政策への傾向を強めていた。社会政策は、市場システムの円滑な運行に障害となる要素市場面での問題の解消や生活運営に関わる一定の事故的状態の改善を図るために公共資源分配の仕組みであるが、イギリスの場合、それが労働原則や自立的生活原則といった市民主義的なロジックによって担保されてきた点に特徴を有する（小笠原『「新自由主義」労使関係の原像』木鐸社、1995年、第1章参照）。戦後の社会政策は、普遍主義的で形式要件主義に立つカテゴリー別給付主義の手段を制度化し、この原理を強化してきた。

「社会的排除」というアプローチは、すでに別の機会に詳しく論じたことがあるが（小笠原「イギリス「社会的排除」対策と社会政策<市民主義化>の現地点」『海外社会保障研究』第141号、参照）、運用面では、結局は居住対策や公的扶助の給付管理、犯罪抑制といった分野別に分解され介入主義が強化されざるを得ないという点で、社会問題の実勢に即した機動的・継続的なケア機能への改革たり得ているとは言えない問題も抱えている。実体的な機能面から社会政策の変化に着目しようとすれば、「社会的排除」よりも、最低賃金制度の復活や基本所得制度の強化、あるいはコミュニティケアマネジメントあるいはケア基準の導入といった個別対策の領域がむしろ重要であろう。しかし、「社会的排除」概念は、貧困や社会的機会における不利・喪失などが複合した状態の中に生きることが、個人の生活に様々な形で及ぼす否定的な影響を包括的に問題にしているという点で、カテゴリー的なアプローチを基本とする戦後社会政策の方法論を明らかに革新するものであろう。

つまり、「社会的排除」という概念を用いてしか認識できないような新しい社会問題が構造的に表出したというのではなく、むしろ、単一的・カテゴリー的な問題認識の方法論が社会政策の有効性を維持していく上で限界に達したことによって、社会問題現象の複合性・連鎖性をそのものとして表現できる「社会的排除」という概念が開発されたと見るべきであろう。「社会的排除」概念の登場は、いわば政策規範レベルの変化であるから、実際の政策資源分配の仕組みの改革がこれに遅れるのは当然である。その意味で、「社会的排除」概念の登場は社会政策のイデオロギー・レベルでの改鑄を示すものと言って良い。

「社会的排除」をイギリス社会政策の現位相と範疇を測定する指標概念として分析しようと試みる場合には、それによって「社会的包摶」という実体機能面にどのような変化が促されているかに着目することはさほど重要な関心事とは言えない。実体機能面の変容は、「社会的排除」という認識枠組みが登場するかどうかにかかわらず、社会問題の実勢への

効果的対応として個別分野で肅々と進められてきていたものであったからである。重要なことは、「社会的排除」という概念の開発によって、その底流にある社会政策における「市民」概念の現在形がイギリス「市民権」の文脈に照らしそのような位相にあるかを点検することであり、それが、それぞれに異なるひとの生の安全保障という近年有力になっていく動的な規範論に照らしてどのような距離感を内在させるものであるかを評定することであり、集合的・標準的ライフサイクル・モデルに立脚する資源分配メカニズムとして、皮肉なことに社会的分断や機会喪失を助長するという自己撞着作用すら顕在化させてきた、制度主義的な社会政策のあり方をどのように改鑄する可能性が萌芽しているのかを検証することであろうと思われる。

3. 労働政策研究からの貢献

戦後イギリス社会政策は、労働能力のあるものが賃金稼得の機会から排除されることがない状態、つまり完全雇用を暗黙の前提になりたっていた。働くものの市民としての自立の確保は、国家介入を通じてではなく、集団的自由放任主義の原則に基づく労使関係の領域に委ねられていた。労働市場の最適組織化や雇用関係の安定化は、労使自治の原則のもとで調整されていくことが予定されていた。ところが、すでに 1960 年代にはそうした調和的な労働市場コントロールが幻想と化し、70 年代は予定調和の不調和が決定的に顕在化する。それは端的には、労働能力も意欲も有するひととの雇用からの人為的排除という形をとって問題化することとなった。

1970 年代末から 80 年代を通じて、集団的自由放任主義への反省が加えられ、労働法学の分野からは雇用における個人の基本権基盤の整備 (floor of individual rights) や雇用権 (individual employment rights) の構想が打ち出されるようになる。もちろん、こうした主張は、雇用慣行や待遇システムの流動化に対して個人への直接的保護の枠組みを法的に整備することを狙いとしているもので、サッチャー政権の掲げる反労働組合的な色彩を内包する雇用における権利保障の考え方とは異質であったものの、その原理的な相違を明晰に示すロジックは開発されていなかった。労働組合、労働党サイドの議論を鳥瞰すると、1988 年から、とくに 92 年の総選挙敗北以降に、こうしたロジックが姿を現すようになる。それが、雇用からの排除を社会的機会の喪失ないし機会保障の不均等と捉える解釈であった。失業を、自己の能力を仕事という社会参加機会につなげる道から排除されていることから引き起こされる失望状態と解釈することで、「仕事への権利」の概念が形成され、「仕事への福祉(welfare to work)」の概念が生み出された。イギリスの「社会的排除」概念は、「市民であること」と「仕事への機会保障」を 2 つの柱に構成されているが、その骨格が、労働政策から持ち込まれることになった。

いわゆる「ワークフェア」の考え方は、バリエーションが存在するものの、一括すれば、財政議論なども包括してソーシャルサービスや福祉的給付のあり方への規範的反省から登場したものと見ることができるのに対して、イギリスの「社会的排除」概念には、ひ

とがその自立的能力を自らの自律的選択によって社会的に表出する機会の均等な保障という観点が取り込まれている点に、深く着目する必要があると思われる。

4. 日本の社会福祉政策研究の到達点に照らして

冒頭に指摘した「社会的排除」概念の個別性という視点からすれば、イギリスの「社会的排除」概念と、わが国の社会福祉政策研究で取り上げられてきた「社会的統合」の概念との比較も大切な課題に上ってくる。というのは、イギリスの「社会的排除」が社会問題の複合性・連鎖性を読み込むための操作概念であるとすれば、この議論は、わが国では、いわゆる社会福祉サービスの普遍化・一般化の議論に対して、岩田正美が対峙的に取り上げた論点そのものであった（岩田正美『戦後社会福祉の展開と大都市最底辺』ミネルヴァ書房、1995年）。そこで提起されたのは、貧困の質的問題側面に着目することやひとの社会的存在性に着目した社会福祉の権利性の質的解釈、日本の「地域社会」の特性が生み出す特定類型層への排除的機能などといった論点であり、まさにニーディの「社会的統合」ということの解釈そのものに関わる問題であった。

それは、他の切り口から見れば、一時代の政策改革をリードした三浦文夫の「ニード論」にもとづくサービス供給システム理論としての社会福祉経営論が想定する「社会的統合」論が、社会福祉問題の実勢や実形態により接近したケアプロセスとしてのニーディ対策としての「社会的統合」論からいったんは乖離しながら、再び近接することになる変化の必然性をどのように解釈するかという問題でもある（この点については、小笠原・平野方紹『社会福祉政策研究の課題』中央法規、2004年、第2章・第3章）。

この議論の文脈が、今日の公的扶助改革等の社会保障のあり方をめぐる政策議論の基底にある次世代の政策原理探求への主要な伏流をなしていることは言うまでもない。なぜ、時代を同じくして「社会的排除」なる問題認識の枠組みがわが国においても改めて政策課題となるのか、社会政策理論体系の今日的改鑄の方向性に連動させながら解釈することが求められているように思う。

[注] このコメント論文は、2005年3月4日に国立社会保障・人口問題研究所で開催された研究会においてなされた、菊地英明氏のご報告「社会的排除－包摶とは何か－概念整理の試みー」に対する小職からのコメント内容を文章にしたものである。菊地氏のご研究はイギリス「社会的排除」概念を関連研究の評価も合せて精密に行われようとする大変意欲的で貴重なものであることを前提に、小論では、体裁上、主要な論点に絞って、しかも参考文献等の注記も最小限のまままとめる格好になっていることをご了解願いたい。

論文

貧困の測定

国立社会保障・人口問題研究所
社会保障基礎理論研究部 第2室研究員
菊地 英明

貧困の測定

菊地英明

1. はじめにーなぜ貧困を問題にするのかー

福祉国家は、貧困やそれを巡る言説と切り離せない関係にある。歴史を顧みると、ベヴァリッジ報告は貧困からの解放を掲げ、第二次大戦後のイギリス福祉国家建設の理念の一つを描き出すものであった。一方で、1970年代後半以降、「福祉国家が貧困を生み出す」という言説が、福祉への依存という文脈との関係で広まったが、それは福祉国家の正統性を揺るがすものであった。また、今日の我が国では、ホームレス・失業者のように貧困ー後述するように、近年では「社会的排除」のカテゴリーで議論されることが多いーに陥った人びとに対して、福祉国家がどのような政策的対応を取りうるかが議論されている。その背景には、貧困に陥った稼働能力保有者に対して公的扶助によって個別に対処することには「依存を招きかねない」との危惧があり、事実、各国では対象者の雇用可能性を高めるために、稼働年齢層に対する教育・訓練を重視する形での公的扶助等の改革が行われつつある。

以上をふまえて、本章では「貧困の測定」と題しつつ、貧困がどのように定義され、測定されてきたか検討する。それは、貧困からの解放をメンバーに保障する福祉国家というものが、どのようなものであったか／ありうるかを浮き彫りにする目的が隠されている。

ここで本章の構成を述べる。2では、貧困の諸定義を検討する。3では、2を踏まえて貧困の測定の実践とその目的を見ていく。4では、欧州を中心に提起され、貧困概念を拡充する可能性を持つ社会的排除(social exclusion)概念を検討する。5では、途上国ー非福祉国家ーの貧困をいかにして測定できるかを検討する。

2. 貧困の諸定義

(1) ラウントリーの貧困線論

そもそも貧困とは何か。「不平等一般から貧困を分けるものは、ある種の絶対的価値判断である」(山森 2000) という記述からも分かるように、不平等という量的な格差がある状態のことというよりは、何らかの意味で通常の人びととは異質な状態に陥っていることーしたがってその状態にあることは規範的に容認されないーを意味しており、その「異質性」の基準を発見するために、様々なアプローチが展開してきた。

我々がおなじみの「貧困」概念は、何らかの観点から必要な資源を措定し、それが充足されない状態として定義される。その資源は、しばしば貨幣に換算され、貧困であるか否かを判定するための一本の線ー貧困線ーの導出が試みられてきた。そして貧困線を下回る貨幣しか有していない者は「貧困者」(困窮者)と呼ばれてきた。

ここでは、19世紀末以降、イギリスのヨーク市で貧困を定義・測定し、近代的貧困測定の出発点の一つを画したとされるS. ラウントリーによる貧困定義を見ていこう。まず彼は「貧困」を、肉体的能率を維持できない=人間が生物として生存できない状態として定義する。それに当たって、彼は「ふつう程度の筋肉労働(moderate muscular work)」(Rowntree 1901=1975: 110)を行っている者に必要とされる3,500kcalの栄養量を基本とし、生存に必要な食料などの資源を世帯規模別に積み上げ(マーケット・バスケット方

式)、その時点の貨幣価値に換算し、貧困線を導出する。その上で、世帯総収入が貧困線に満たない状態を「第一次貧困」(primary poverty)と定義した。

(2) タウンゼントの相対的剥奪論

しかし、この生存維持という観点から定義された貧困概念は、後に批判されることになる。例えば、P. タウンゼントは以下のように述べる。

(i) 貧困線を生存維持という観点から定義し、「人間の心理的、倫理的、社会的の面の発達のために必要とされる支出は、考慮に入れない」(Rowntree 1901=1975:98)ため、文化的・社会的な生活を営むという視点が捨象された。

(ii) にもかかわらず、貧困線の導出に当たって、生存維持とは直接関係ないが、社会生活上不可欠な、茶などの品目が算入されており、議論が一貫していない。

(iii) 必要を判断するにあたって、生存維持という観点から理論的に算出された費目（食物）と、消費実態から算出された費目（住居費など）とが混在している。

(iv) 食物の必要量について、仕事、年齢、家族構成の差異が考慮されておらず、最低経費で必要栄養量を確保するように食品が恣意的に選択されており、貧困線＝最低生活費に占める食費の割合が高すぎる (Townsend 1974=1977:22)。

タウンゼントは、以上の批判を踏まえて貧困概念を拡張し、諸生活資源が欠乏している（剥奪されている）ために、広く国民に享受されている「全国的生活様式」(the national 'style of living')に十分に参与できない状態を貧困と定義している。この全国的生活様式とは、「全国民の大多数によって実際に行われており、是認されている諸慣習および社会的諸活動の類型 (Townsend 1974=1977:45) のことを指し、それを定義づける社会的資源＝生活資源を「剥奪指標」(deprivation index)として選択する（表1）。

表1 剥奪指標の一例 (Townsend 1979:250)	
特性	人口に占める%
1. この1年に家以外で1週間以上休日を過ごしたことがない。	53.6
2. (成人) この4週間に親戚か友人を家に食事に誘わなかった。	33.4
3. (成人) この4週間に親戚か友人と外で食事をしなかった。	45.1
4. (15歳以下の子ども) この4週間に、友人と遊んだりお茶を飲んだりしなかった。	36.3
5. (子ども) 最近の誕生日にパーティーをしなかった。	56.6
6. この2週間に昼から後に遊びに行かなかった。	47.0
7. 1週間に4日以上肉を食べなかった。	19.3
8. この2週間に調理しなかった日が1日以上あった。	7.0
9. 週のほとんど、朝飯を食べなかった。	67.3
10. 家に冷蔵庫がない。	45.1
11. 家で通常は(4回に3回)日曜を家族と過ごさない。	25.9
12. 家の中に以下の4つの設備がない；水洗便所、洗面所、風呂・シャワー室、ガス・電気調理室	21.4

その上で、剥奪指標と生活資源（特に所得）との相関を調べ、「生活資源が減少するのに比例して、生活様式を構成する習慣や諸活動、食事などの面で、社会一般の人々についていくことがしだいに困難になりはじめるような、生活資源の分布尺度上での1点」を発見する（Townsend 1974=1977:46-47）。この点＝閾値(threshold)を所得が下回るとき、その人は全国的な生活様式を維持するために必要な社会的資源が剥奪された状態にあるという（Townsend 1974=1977:32、Townsend 1979:47-48）（図1）。

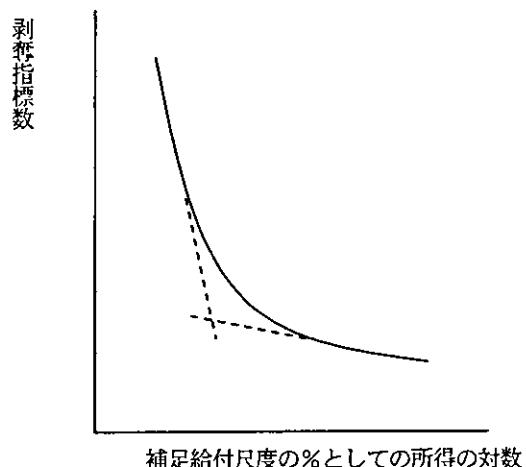


図1 所得と剥奪指標の関係（出典：Townsend(1979:261)）

3. 貧困の測定とその目的

前節では、貧困の定義－生存維持の可否、相対的剥奪－や、貧困であるか否かを判別するための貨幣的指標－貧困線、閾値－についてみてきた。しかし、何のために貧困を測定するのか、という問には回答が与えられていない。そこで本節では、貧困測定の実例を検討するとともに、その目的について考察する¹。

(1) ラウントリーと二つの貧困

生存維持という観点から導出されたラウントリーの貧困定義は前節で検討したが、興味深いことに、彼は貧困を以下の二つに区分している。

第一次貧困(primary poverty)…世帯総収入が貧困線に満たない状態。ヨーク市民 75,812 人中 7,230 人が該当。

第二次貧困(secondary poverty)…総収入は貧困線を越えているものの、「『真の意味で有用な』支出」（Rowntree 1901=1975:98）以外の支出がなされているために、実質的に貧困線を割り込んでいる状態。貧困者総数 20,302 人（ヨークの総人口の 27.48%）から第一次貧困に陥っている 7,230 人を引いた、13,072 人が該当。

このうち第一次貧困は生存に必要な貨幣に、第二次貧困は実際に支出・消費される貨幣－浪費分が含まれる－に相当する。生存維持に必要な貨幣を算出するだけならば、「第一次貧困」概念以外は不用なはずである。しかしラウントリーは、貧困の主要な原因が、貧困者の無知－「貧乏人は、わたくしが採用した食事表に盛られたように、栄養があつて、同

様に経済的な食物を、じぶんで選定するだけの知識がない」(Rowntree 1901=1975 : 119) 一、飲酒やギャンブルによる浪費であると考えていた (Thane 1996=2000:11-12)。しかも理想と現実とのギャップが「国民の性格の欠陥」に基づくものだと考え、それが産業の発展に与える影響を危惧していた (Rowntree 1901=1975:341)。

このように、産業発展に必要な労働力を確保するという視点からすれば、無知や浪費による貧困を単なる自業自得ととらえて彼らを社会の外部に放置するわけにはいかないことになる。ラウントリーは、貧困を解決するための具体的な施策についてはこの時点では一切言及しておらず、貧困への介入は、福祉国家の諸制度の発展にゆだねられることになった。

(2) タウンゼントによる相対的剥奪の測定

タウンゼントは、公的扶助基準や相対的貧困基準²で測定された貧困人口よりも、相対的剥奪基準で測定されたそれの方がはるかに多いことを示して、それらの水準が低劣だと指摘を行った³ (表 2)。

表2 三つの基準による、貧困と貧困の境界線上にある者の比率

貧困基準	世帯比	人口比	推計値（連合王国）	
			世帯	人口（施設居住者を除外）
国家基準（補足給付）				
貧困	7.1	6.1	1.34	3.32
貧困の境界線上	23.8	21.8	4.50	11.86
相対的所得基準				
貧困	10.6	9.2	2.00	5.0
貧困の境界線上	29.5	29.6	5.58	16.10
剥奪基準				
貧困	25.2	22.9	4.76	12.46
総計（連合王国）	100	100	18.90(百万)	54.4(百万)

出典：Townsend(1979:273)

相対的剥奪基準による貧困測定の背景には、「世帯のアメニティを維持したり、子どものニーズを充たすために、近隣や職場の友人とのつき合いを犠牲にするといったよう、あるデプリベーションを避けるために他のデプリベーションを受けるといった貧困層の生活実態」(柴田 1997:11) があったと言われる。言い換えれば、低所得であることにより、どの程度社会参加・文化的な生活が阻害されるかを探る目的があった。その反面、ラウントリーと同じく、貧困を必要な資源（特に貨幣）の欠如の形で定義・測定するため、介入方法がそれに規定されてしまうー不足した資源を貨幣の形で補填することになる。逆に言えば、タウンゼント本人がそう考えているかどうかは別にして、貨幣さえ支給すれば、社会参加・文化的な生活が実現する、という考え方を導き、特定の人びとに構造的な不利益をもたらす社会のあり方を変革することまでには目が届かなくなる可能性も孕むことになる

ことを指摘しなければならない。

(3)貧困の動態の測定

既に述べたように、従来の「貧困」認識では、貧困を資源（特に所得）という観点からとらえる傾向があった。しかし、仮にそのような定義を受容したとしても、それによる測定はある一時点における状態を表すに過ぎなかつた。言い換えれば、その貧困が一時的なものに過ぎないのか、永続的なものなのかが分からぬのである。このような問題を克服するために、様々な取り組みが行われてきた。ここではラウントリーのライフサイクル調査と、その後のパネル・スタディの取り組みについて簡単に検討していくことにする。

①ラウントリーのライフサイクル調査

前節で見たラウントリーは、貧困線概念を提起するとともに、後のライフサイクル概念に相当する、人生における規則的な生活変動を明らかにしている。これは彼の調査対象からの、生活史の綿密に聞き取り調査を通して明らかになったことであり、貧困線からの浮沈を人生において5回繰り返すというものである（Rowntree 1901=1975:151）（図2）。ここから、多子と稼得能力の喪失とが貧困に陥る重要な原因であることが分かるとともに、児童手当や老齢年金といった公的介入が導かれることになる。

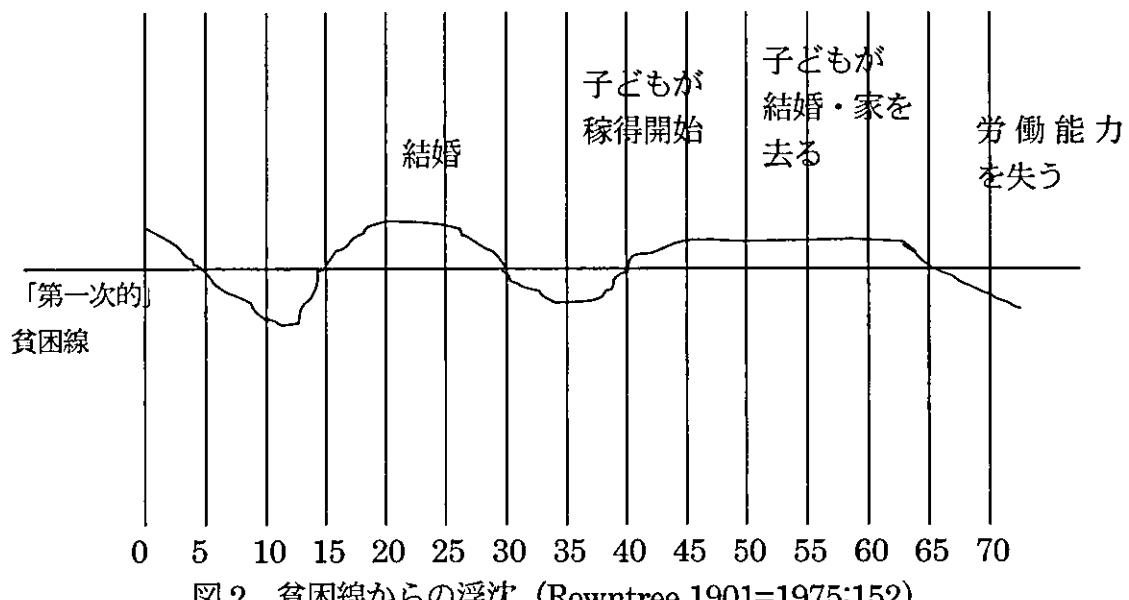


図2 貧困線からの浮沈 (Rowntree 1901=1975:152)

②パネル・スタディ

このような方法をより大規模な、量的調査の手法をも導入して行うのがパネル・スタディである。これは、複数の時点で同一の個人（「パネル」＝回答者）に対して追跡調査を行うものである。有名なものとして、アメリカの PSID (The Panel Study of Income Dynamics, 1968～)、イギリスの BHPS (British Household Panel Survey, 1991～)

などがあげられる。イギリスの BHPS を例に取ると、1991 年に 5,500 世帯を対象に開始して以来、現在までに年 1 回のペースで継続的に調査を実施している。質問項目も、家族構成(household composition)・住宅事情(housing conditions)・居住地の移動(residential mobility)・教育・訓練(education and training)・健康・保健サービスの利用(health and the usage of health services)・雇用形態(labour market behaviour)・社会－経済的価値観(socio-economic values)・雇用・給付・年金からの所得(income from employment, benefits and pensions)、と多岐にわたり、所得のみを聞いているわけではない。

このような調査結果は、社会的排除度の測定（後述）にも使用されるなど、実り多いものであるが、いくつかの問題点も存在する。第一に、特定の人物を継続的に調査する必要上、関係をつなぎ止めるための労力がかかり、それに要する費用は莫大なものになる。第二に、その結果として、活発に調査されだしたのが比較的最近であり、ある人間の全生活史を見るほど十分には時系列データが蓄積されていない調査も数多く存在する。第三に、死亡や調査拒否などによって回答者が減少すると、新規に回答者が補充されることになるが、それによって得られたデータをどのように扱うべきかについて、統計学的な問題が存在する。

とはいえる、これからもさらに調査が活発に実施されることが予想される。我が国でも消費生活パネル調査（1993 年より家計経済研究所が実施）や、官庁の調査などが始められており、結果の蓄積が待たれるところである。

(4) 捕捉率の測定

以上で検討したのは、貧困の定義や、その測定の精緻化を図るアプローチであったが、貧困でありながら、実際に公的扶助などの受給に至っていないものの数を測定するアプローチもある。それによって算出されるのが「捕捉率」(take-up rate)であり、保護を受けるべき者に占める実際に保護を受けた者の割合を示す。所得が貧困線を下回ることと、所得保障制度の適用を受けるということが、別の次元に属することを示す（藤村 1997:24-27）。

既に我々は、ラウントリーが貧困の存在によって、産業発展が損なわれることを危惧していたことを見てきた。この問題関心は、福祉国家がそのメンバーである国民に対して保障する「社会的権利」の形で、その後結実することになる。社会的権利とは、「経済的福祉と安全の最小限を請求する権利に始まって、社会的財産を完全に分かち合う権利や、社会の標準的な水準に照らして文明市民としての生活を送る権利に至るまでの、広範囲の諸権利」のことを意味する（Marshall and Bottomore 1992=1993:16）。具体的には公教育や福祉サービスのことを指すが、ベンディクスによれば、これらはある領域内部で中間集団を破壊し、国民国家の形成や国民統合を促進するための手段であって、戦争や工業化の遂行に親和的であった。しかも、これらは「個人がその権利の利点を利用するかどうかを決定するのを通常は認めない」(Bendix 1964=1981:135)性質がある。これを貧困に陥るものに当てはめれば、国民としてふさわしい生活を営んでいない者は、その享受が強制されることになる。言い換えれば、貧困に陥っている者に公的扶助によって個別に不足する資源を給付する—ただしそれに当たっては、飲酒やギャンブルが嫌悪されるように、国民としてふさわしい形で消費するように、私生活への介入が行われることが多い—ことは、国民

にとては権利であるとともに義務の色彩をもつ。

福祉国家のこのような前提からすれば、捕捉率が低いことはゆゆしき事態であり、各國で様々な形で測定が行われてきた。例えば、タウンゼントとエイベルスミスは、加算・控除等を考慮して公的扶助基準の1.4倍ラインに貧困線を設定し、それ以下の所得の者が多數存在するとともに、1953-54年から1960年の間に増加したことを明らかにした（Abel-Smith and Townsend 1965:58）。

これは福祉国家化によって消滅、ないしは減少したとされる貧困が依然として存在していることを明らかにしたものである（貧困の再発見）。

イギリスでは、所得保障に関する各給付の捕捉率の推計が、継続的に行われてきた。執筆時点入手できる最新の捕捉率推計は2001/2002年版であり、所得補助、最低所得保障、住宅給付、カウンシル税給付金、求職者手当（所得調査付き）の5つについて、取扱件数（caseload）・支出額の双方から推計が行われている。日本の生活保護に相当する「所得補助」の捕捉率は、年ごとの変動はあるものの、民間研究者が測定を試みている日本の生活保護のそれに比べて高い数値が出ている。

表3 捕捉率の推移（単位：%）

年度	所得補助		最低所得保障 (基礎年金のみ加入 の高齢者を対象)		住宅給付		カウンシル税給付		求職者手当 (所得ベース)		家族クレジット (含自営業者、 1999.10廃止)	
	取扱件数	支出額	取扱件数	支出額	取扱件数	支出額	取扱件数	支出額	取扱件数	支出額	取扱件数	支出額
1998/1999	79.80	88.95	—	—	91.97	94.98	75.81	77.84	68.82	75.88	66.70	73.79
1999/2000	77.87	87.94	64.78	74.86	89.95	92.97	73.80	76.83	67.78	74.84	—	—
2000/2001	86.95	91.97	68.76	78.86	68.76	78.86	87.94	91.96	62.71	69.78	—	—
2001/2002	86.95	91.98	63.72	73.83	85.91	89.94	66.72	70.76	51.62	58.73	—	—

出典：DSS(2001)(2002)、DWP(2003)(2004)

日本では、1955（昭和30）年度から1965（昭和40）年度にかけて、旧厚生省は「低消費水準世帯」（消費水準が保護基準以下の世帯）の推計を行った—ただし、これが公式な「捕捉率」の推計とされたことはなかったが—。この間、生活保護受給者は1955年の66万世帯・193万人から1965年の64万世帯・160万人と推移している。これに対して推計された全国低消費水準世帯は1955年の204万世帯・999万人から、1965年の153万世帯・478万人へと減少を続けているが、被保護世帯・人員の3～4倍存在したことになる。

5. 社会的排除論概念の勃興とその測定

(1)社会的排除－社会的包摂とは何か

前節で見たように「貧困の再発見」がなされた一方で、1970年代以降には、脱工業化の進行に伴って失業者が急増するとともに、石油危機の影響により福祉国家は財政危機に見舞われた。そのような中で、貧困者を巡る福祉国家の政策的介入にも批判が広まっていっ

た。

このような批判が指していたことを大雑把に要約すると、「地域的隔離」と「望ましくない状況の世代的継承」が複合する悪循環の構図、ということができるかもしれない。例えばアメリカが典型であるが、インナーシティのスラムや、公営住宅などの特定地域に、職に就いていない貧困者—特に母子世帯やエスニック・マイノリティが多い—が集中しており、しかもその貧困が次の世代に引き継がれている、とされた。さらに問題なのは、「福祉国家それ自体を原因とする排除」(Giddens 2000=2003:119) というように、この状況を、貧困を解消しようとして個々の受給者に対して行われる、福祉国家による介入が固定、あるいは悪化させているというものであった（その典型がアンダーカラス論⁴である）。そのような批判に対して、ラウントリーからはじまり、タウンゼントに至る、国民に個別に不足する資源を補填するアプローチを取る従来の貧困論は無力であった。

このような状況を指して、「社会的排除」という新しい貧困認識が急速に広がっていった。ただし、一つ断っておくと、「排除－包摶」という対概念は、ある特定のメンバーシップの有無を前提にした古典的概念であり、例えばM. ウェーバーの社会学でもおなじみのものである。この概念が福祉国家のあり方と絡めて用いられるに至ったのは大陸ヨーロッパであり、そこでは社会的紐帶を体現した社会保障制度からの人びとの脱落を指していた (Lenoir 1974)。

そもそも「社会的排除」の定義は多様で、未だに確立されたとは言い切れないが、例えば、「排除は、ほとんど資源を持っていないといった、他者との程度の差に関する問題ではなくて、多くの人びとが持っている機会を共有していないこと」(Giddens 2000=2003:120) という定義がある。これは、単なる低所得として個人・世帯単位で測定される結果としての貧困とは違って、特定の集団ないしは地域が不利益を継続的に受け、社会のメインストリームからはじき出され、就労・広義の社会参加などの機会が永続的に失われる過程を指す。従って、表4で示される図式 (Bergman 1995:21) のように、貧困のように個別に観察するのではなく、社会構造を観察しなければならない。また、資源配分の結果ではなく、社会の分極化の過程を観察しなければならない。また、政策的介入も、資源の再分配（だけ）ではなく、不利益を被っている集団に対して、社会の一員としてふさわしい機会を与える—失業や空間的隔離の状態の是正など—社会的包摶(social inclusion)となる。

表4 貧困と剥奪の概念図式

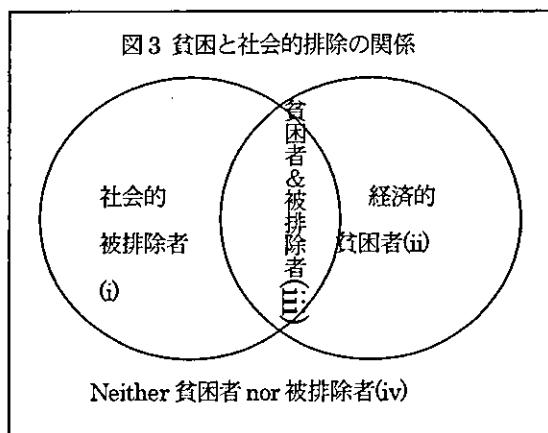
観察対象・観察の枠組	静態的（結果）	動態的（過程）
狭い	所得の貧困	貧困化(Impoverishment)
広い	多次元的な剥奪	社会的排除

出典：Bergman(1995:21)

(2)貧困と社会的排除とを区別するメリット

以上のように、経済的貧困と社会的排除とは次元が異なる事象であるが、「貧困者」「社会的被排除者」として一人の人間の中で交錯する。このとき、(i)ある者が社会的排除に陥っているが、経済的貧困には陥っていない状態や(ii)ある者が経済的貧困に陥っているが、

社会的排除には陥っていない状態について考察することができる（図3）。



(i)を理解する手がかりになるのが、ギデンズの言う社会の最上層部の「自発的被排除」(Giddens 1998=1999)である。排除とは、貧困者のみに起きる現象ではなく、富裕者が自発的に行う現象でもあり得る。例えば、アメリカの郊外では、「ゲーティッド・コミュニティ」(セキュリティの確保のために外部の者の出入りが厳しく制限された、富裕者が居住するコミュニティ)の形成という、地域的隔離という意味での社会の分断を象徴する事態が生じている(Giddens 2001:329)。そこに居住する者は、しばしば公的所得保障制度・社会サービスを忌避し、ひいては制度が空洞化する事態も想定できるもその事例として数えることができる。近年の日本でも、制度不信=社会連帯の崩壊が影響して、拠出能力のある者が国民年金保険料を納めない事例が増加していることも、この図式に当てはまる。

逆に(ii)は、「貧困者でも、社会的紐帯が喪失も弱化もしていないものもあり、社会に認められた位置で社会的、共同的な関係を維持できているものも存在する」(都留 2000:56)。就労しているながらも、一時的に貧困に陥っている状態は、これに相当するかもしれない。

以上のように、貧困と社会的排除（と対概念の社会的包摂）を区別することによって、国民国家のメンバーシップとしての市民権が有名無実になり、国家の内部に複数の相互交流のない社会が生まれていく過程について理解することができる。それによって貧困者だけへの介入だけでなく、富裕者を含む社会全体のあり方を問い合わせ直す可能性が開けてくることが求められていることも理解できるだろう。さらに、貧困の解消を目指した個別の介入が、排除をもたらす可能性があることを知ることによって、それを回避する政策－例えば、隔離された地域や、出生時から不利な条件にある集団に対する－を探ることが可能になる。

(3) 社会的排除の測定

それでは、社会的排除概念はどのように操作化されるのだろうか。社会的排除概念は、イギリスではブレアのニュー・レイバーで多用され、1997年には SOCIAL EXCLUSION UNIT が創設されている。そこでは、以下のように多次元的な剥奪を意味するものとして定義されている。「人々または地域が、失業、低スキル、低所得、劣悪な住居、犯罪が多発する環境、劣悪な健康状態、家族の解体のような結びついた問題がまとまつたものを被っている時に生ずることを短く表現した言葉である」とする(The Cabinet Office 2000)。こ

れは7つの分野が複合した多次元的な事象であることを意味している。

『すべての者に機会を一貧困と社会的排除に立ち向かう』(DSS, 1999)で試みられた、イギリスでの社会的排除の測定では、指標が(i)所得、(ii)その他の福祉全般（雇用、健康、住宅、燃料貧困(Fuel Poverty=貧困のために暖房用の燃料が購入できず、健康に悪影響が及ぶこと)、犯罪の脅威)、(iii)人生に悪影響を及ぼし、剥奪を経験するリスクを高める要因の、三つのカテゴリーに分類されているが、(iii)が特に重視される(10)。具体的には、幼少期・成人期・老年期の三段階に区分して、社会的排除のリスクを高める指標を選択している。子どもでは、「早期教育」「教育の達成度」「不登校と排除」「16~18歳時に教育・訓練を受けていないこと」「10代の妊娠」が、稼働年齢の大人（16~64歳、女性の場合16~59歳）では、「稼働年齢時の雇用」「私的年金への拠出」「私的年金への拠出額」が選択されている。また、貧困地域において犯罪・失業・劣悪な住宅などが複合した結果、労働の機会が失われるという地域的な問題を注目する視点もあるだろう。

レヴィタスは、同様の測定に用いられた指標を検討した結果、以下のような問題を指摘している(Levitatis 2000:369~376)。第一に、現在における排除に関する指標と、将来のリスクファクターとが混在している。例えば「私的年金への拠出額」は後者に属しており、現在において拠出していないからといって排除を受けているといえるかどうかは疑問である。

第二に、同じ指標をとっても、立場によって解釈が異なる場合がある。例えば「失業」について、排除を受けた状態としてとらえることができる一方で、福祉制度がもたらした単なるモラル・ハザードとしてとらえる者もいるだろう。

第三に、何をもって排除・包摶といえるかは、可換的である。例えば公的年金が不十分だからこそ、「私的年金への拠出額」が問題になるわけであるにも関わらず、後者の額が高いことをもって包摶的であるという議論は、本末転倒である。

また、介入の場面でも問題が存在する(Levitatis 2000:378~381)。例えば、社会的排除－包摶について複数の指標を設定・測定した場合、複数の望ましい状態が同時に達成できるとは限らない。「あっち立てればこっち立たず」的な状態が生まれる可能性があるし、目標の中での優先順位も問題になるだろう。

以上のように、社会的排除－包摶の測定は、機会の喪失をもたらす社会全体の構造を問う、概念先行の状況にあり（しかもそれすらコンセンサスができているとは言い難い）、その測定結果にも数々の問題点が指摘されている。試行錯誤の繰り返しにより、より人びとの合意を得られるような定義と測定を考える努力が必要となるだろう。

5 途上国の貧困測定と潜在能力アプローチ

(1) 貧困の潜在能力アプローチ

以上では先進国の貧困と社会的排除について検討したが、ここでは途上国でのそれについて検討しよう。従来、社会全体の豊かさについては一人当たり GNP が用いられる一方で、貧困については貧困線方式（消費1日1ドル）での測定が行われることが多かった。

これに対してインド出身の経済学者であるA・センは、資源や財そのものの量ではなく、